

大仙市中小企業等物価高騰支援給付金 Q & A

Q1 大仙市中小企業等物価高騰支援給付金とは何ですか。

A 物価高騰の長期化や賃金の引き上げへの対応に加え、不安定な中東情勢により燃料費の高騰や原材料や部品の供給停滞によって経営への負担が大きい中小企業等に対し給付金を支給し、事業の継続及び雇用の維持の一助としていただき、ひいては市内の商業活性化に繋げる事業です。

Q2 対象事業者（要件）はどのようなになっていますか。

A 本給付金の給付対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 日本標準産業分類表大分類「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）※自動車整備業に限る。」に該当する業種を営むもの。
- (2) 給付金の申請時点で（1）に該当する事業を行っており、給付金の受給後も1年以上は事業活動を継続する意思があること。
- (3) 大仙市に納税義務を有しておりかつ申請時点で納期限が到達している市税に滞納がないこと。
- (4) 直近2カ年の決算を比較し、水道光熱費、燃料費、原材料費（仕入を含む）のいずれかの経費が10%以上増加していること。
- (5) 大仙市飲食業等物価高騰対策支援給付金を受給していないこと。

Q3 対象業種の分類はどのように判断すればよいですか。

A 別紙の日本標準産業分類表の大分類を参照し、確定申告書や開業届、営業許可証等に記載されている業種のほか、営業実態により判断します。なお、2以上の異なる業種を営む場合には、主たる売上のある業種を選択してください。

Q4 Q2（4）の経費はどのように確認しますか。

A 個人事業主においては確定申告書に添付する収支内訳書中の額、法人においては損益計算書の額などによって確認します。

Q5 事業所（店舗）を複数力所有しておりますが、事業所単位で申請できますか。

A 原則として1事業者1申請といたします。

Q6 飲食業をしながら、副業として小売業を営んでいる場合は申請できますか。

A 複数業種を営む場合は、主たる売上のある業種で判断します。なお、既に大仙市飲食業物価高騰対策支援給付金を受給している事業者は対象外となりますのでご了承ください。

Q 7 本が大仙市外にあり、事業所が大仙市にある場合は対象になりますか。

A 大仙市に納税義務を有しており、要件を満たす場合には対象となります。ただし、事業所単位で経費を比較いただく必要があります、そのことが分かる書類が別に必要になりますのでご注意ください。

Q 8 市外在住の個人事業主が、市内で経営する場合に対象となりますか。

A 市外在住であっても、大仙市に納税義務を有しており、要件を満たす場合には対象となります。

Q 9 開業して間もない場合でも対象となりますか。

A 当該給付金は、物価高騰等による経営への影響が著しい事業者の経営維持を目的に実施するものです。開業して間もない場合には、物価高騰以前・以後の影響を図ることが難しいことから、申請日時点で1年以上事業を営んでおり、少なくとも事業開始1年目の確定申告書類の提出が可能な場合に対象とします。

なお、経費の比較は『1年目決算書の額÷12か月（1年に満たない場合は営業月数で割った値）』と、『事業2年目の任意の月の経費』とを比較します。経費の分かる書類等は任意で提出いただきますので、お問い合わせください。

※事例：令和7年5月1日に開業した個人事業主の場合

A：令和7年の申告書中の水道光熱費100,000円

事業月数8カ月（5月～12月）より、 $100,000円 \div 8 = 12,500円$

B：令和8年8月の水道光熱費15,000円

$$(B - A) \div A \times 100 : (15,000 - 12,500) \div 12,500 \times 100 \\ = 20\% \text{ より } 10\% \text{ を超えるため給付対象}$$

Q 10 令和8年8月で閉業しましたが対象となりますか。

A 申請日時点で営業をしていることが必要ですので対象外となります。

Q 11 事業承継をした場合の取り扱いはどうなりますか。

A 親族や従業員による承継によって、同一事業をそのまま受け継いだ場合には、事業の継続性を考慮し、要件を満たしていれば対象とします。一方で、屋号は受け継ぎつつも異なる事業展開をしている場合など、事業承継以前と以後で事業の継続性が無い場合には対象外といたします。

Q12 社用車のガソリン代を決算書上は車両費で処理している場合、燃料費として経費の比較をすることは可能ですか。

A 車両費に含まれるガソリン代を燃料費として比較することも可能です。ただし、車検代やタイヤ代など、ガソリン代以外の経費が車両費に含まれる場合は、ガソリン代として計上している額の分かる書類が必要となりますので、ご相談ください。

Q13 パートやアルバイト、契約社員は常時使用する従業員に含まれますか。

A 労働基準法第20条に規定する予め解雇の予告を必要とする労働者に該当する者は、常時使用する従業員に含まれます。ただし、会社役員、個人事業主、日々雇い入れられる者、2カ月以内の有期雇用（季節的業務の場合は4カ月以内）を定めて使用される者及び試用期間中の者は除きます。

Q14 専従者は常時使用する従業員に含まれますか。

A 雇用の維持を目的とした当該事業の趣旨に鑑み、常時使用する従業員に専従者も含まれます。なお、専従者を含む場合、従業員の雇用条件が記載された書類の写しとして、青色申告者の場合は申告書中の『専従者給与の内訳』の部分、白色申告者の場合は収支内訳書中の『事業専従者の氏名等』の部分で確認します。

Q15 本社が市外、事業所が市内にある場合、常時使用する従業員に本社の従業員は含みますか。

A 市内の事業所の常時使用する従業員数に限るため、本社や市外の事業所で雇用する従業員は含みません。

Q16 常時使用する従業員の数はいつ時点の状況になりますか。

A 申請日時点で雇用している従業員数で判断します。

Q17 給付金は、いつもらえますか。

A 申請内容を審査にかけ、不備等がなければ2～3週間程度で給付します。支給決定通知に振込日を記載して送付いたしますのでお待ちください。

※振込日は、市の定例支払日（毎月5のつく日／土日祝の場合は後営業日）のいずれかとなります。